

August 2004

vol. 108

今月のトピックス

国際的な研究開発センター設立に関する優遇措置  
特別企画

台湾のノートパソコン産業(1)

台湾進出ガイド

台湾特許法に於ける職務発明に関して(その2)

日本企業から見た台湾

～鹿島建設台湾総代表兼中鹿營造(股) 董事長  
船本洋治氏インタビュー～

一世紀を越す台湾と日本の建設技術の掛け橋

台湾マクロ経済指標

インフォメーション

## 【今月のトピックス】

### 国際的な研究開発センター設立に関する優遇措置

經濟部(経済産業省に相当)の「外資企業の在台湾研究開発センター設立奨励」プロジェクトは、行政院(内閣に相当)の「チャレンジ2008 - 国家発展重点計画」の中で、台湾が世界の「国際的な研究開発センター」になるための、極めて重要な一環である。台湾企業と外資企業との共同開発を推進するとともに、長期的には、地域的な研究開発センターの台湾への集積を狙っている。今回は、經濟部の国際的な研究開発プロジェクトに関する優遇措置について紹介する。

#### 国際的な研究開発が集積

經濟部の「外資企業の在台湾研究開発センター設立奨励」プロジェクトは、2002年に初めて実施されて以降、広汎な評判と支持を得ている。經濟部技術処の資料によると、今年(2004年)6月までに、台湾で研究開発センターを設立した外資系企業数は、20社あり、中には、IBMのソフト開発センターをはじめ、生物インフォメーション開発センター、ITビジネス開発センター、デル開発センター、HPのプロダクト開発センター、マイクロ・ソフトの技術センター、SONYのインフォメーション・プロダクト・イノベーション・センターなど、様々な分野が入っている。日本の大手メーカーNECも、今年8月6日に經濟部と正式契約を結び研究開発センターを設立し、台湾と共同開発を進める方針を固めた。目的は、IA、サーバーとパソコン周辺設備に関する技術を台湾に移転すること。NECは、3年で20億元を投入する予定で、SONYに続く

て台湾で研究開発センターを設立した日系企業となる。經濟部は、これからも研究開発センターを設置する企業が更に増加すると予測している。

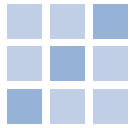
#### 優遇措置

新台湾がアジアにおける地域的な産業研究開発センターになるため、經濟部は、一切の必要な協力と優遇措置を提供し、外資企業の台湾での研究開発センターの設立を奨励している。現在、専門家の構成する審査委員会の認証を得た研究開発センターに対し、以下の優遇措置が実施されている。

一、「研究開発センターに対しての優遇措置」の提供原則：

1、租税優遇措置：

- (1) 公司法(会社法に相当)により設立された会社は、研究開発に対する投資支出金額(政府補助金額を除き、徴税機関が定めた額に準じる金額)



の30%を、当年度の営利事業所得税から減免することができる。支出総額が前2年度の研究開発金額の平均を超えた場合、超過した部分の50%を当年度の営利事業所得税から減免することができる。当年度の納めるべき営利事業所得税が減免金額より少ない場合、当年度以降の4年度の営利事業所得税から減らすことができる。毎年の減免総額は、当年度の営利事業所得税額の50%に限る。ただし、最終年度の減免金額はそれに限らない。

- (2) 新興重要性産業の適用範囲の企業の場合、その製品を発売、またはサービスを提供する日から連続5年間の営利事業所得税を免税優遇（もしくは、株主の投資減免）できる。
- (3) 規定に適合した権利金及び技術報酬金は所得税から減免できる。

## 2、人材支援措置：

- (1) 研究開発センターの人員に対し国防役（兵役の代わりに当該センターに勤務）の採用が可能。但し、総数の50%を超えず20人を限度とする。
- (2) 中国人人材の採用が可能。研究開発員総数の20%を限度とし、駐在期間を6年に限り、中国人技術者の招聘が可能。

## 3、運営資金の補助：

審査委員会の認定した上限を限度に以下の経費補助を行う。

- (1) 専門職や兼職の研究人員の人件費
- (2) 海外専門家の台湾出張旅費
- (3) センターの賃料（政府が設立した研究開発園区を優先）
- (4) 他の台湾企業への研究開発作業の委託費用  
補助金額は、プロジェクトの総費用の50%を超えず、3年に限ることを原則とする。台湾産業に貢献あるプロジェクトは補助比率の調整が可能で補助期間の延長も可能。

企業側が研究開発センター・プロジェクトの実施によって適用された租税優遇・減免額は、運営資金補助の要素の一つと見なされる。

## 4、単一窓口サービス：

国内外企業の研究開発センター設立に関しては、政府に単一窓口を設け、各種コンサルティング、台湾政府各部門との連絡機能を担う。

## 二、「研究開発センターの規模と補助金額比率」の審査原則：

経済部は以下の条件により、企業の設立する研究開発センターの規模と補助金額の比率を決める：

- 1、研究開発のレベル：研究開発内容に革新性があるかどうか
- 2、台湾産業に重大かつ核心的な影響をもたらすかどうか
- 3、台湾産業と相互補完関係があるかどうか
- 4、海外資源（人材/技術）の導入、及び台湾に対する資源投入への承諾
- 5、世界において台湾の研究開発能力や地位を高めるかどうか

国際的な研究開発センター誘致活動を推進するために台湾政府は優良な投資環境をスピーディーに作り上げ、企業の投資意欲を更に高める計画を策定することを予定している。今後、外資企業が続々と台湾で研究開発を設立、台湾拠点の「研究開発拠点化」が進展していくことが期待されている。

担当部署

經濟部技術処第7課 蕭振榮

TEL：886-2-2321-2200 ext.184



## 台湾のノートパソコン産業( 1 )

世界のノートパソコンの市場は、最近二年間の機種の変換及びノート型がデスクトップ型よりも好まれていることの影響から急速に成長し、PC市場発展の主力となった。ノートパソコンの最大の強みは使用者が持ち運べる便利さにあり、企業のグローバル化に伴ったビジネスマンの移動を伴う業務形態に適している。この他に、DellやHP等を含むノートパソコン大手メーカーは、コストダウンで消費者の購買意欲を刺激し、市場全体の需要を動かし成長している。過去のノートパソコン市場は、企業ユーザーを主なターゲットとしていたが、デジタル映像コミュニケーションや映像処理、DVD機能やWLANブロードバンドのようなマルチメディアサービスの発達に従って、個人消費者の需要が企業の需要を上まわり、現在市場を動かす主要な力となっている。今回は、台湾ノートパソコン産業の発展近況を紹介する。

### 台湾のノートパソコン発展近況

1995年から、台湾のノートパソコン業者は世界ノートパソコン産業の分業体系の中で、なくてはならない重要な役割を演じている。1995年当時の世界のノートパソコン需要は890万台で、台湾の出荷量は、その内29.1%を占めていた。翌年、世界市場のパソコン及び関連製品の需要は予期どおりに達成しなかったが、台湾のノートパソコン出荷量は依然前年に比べ増加している。1998年には台湾の出荷量は590万台に達し、世界市場の占有率も、35%と急速に伸びた。2000年から台湾のノートパソコン出荷量は1800万台を突破、総生産値は139億4500万ドル、2001年の出荷量1416万台、総生産値122億4000万ドルと比べ、それぞれ29.8%と13.1%成長し、2002年の台湾ノートパソコンの市場占有率は60.6%に達した。過去の台湾ノートパソコンメーカーの業務形態はOEM / ODMを主としてきた。2004年現在も少数の日系メーカーが依然in house生産している以外は、HP、DELL、Acer等の大手メーカーはほとんど100%台湾で委託生産しており、大中華経済圏ノートパソコン業

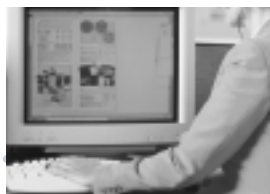
表1 世界の10大ノートブックブランド名

順位	
1	DELL
2	HP
3	Toshiba
4	IBM
5	Acer ( 宏碁集団 )
6	Fujitsu-Seimans
7	Sony
8	Samsung
9	NEC
10	ASUS ( 華碩電腦 )

者(既に台湾メーカーの大部分の生産は大陸に移行している)は、自社ブランドを持つ者とOEM / ODMの比重の面で、OEM / ODMが依然大多数を占めている。

しかし、自社ブランドの部分は、成長の傾向を示している。主要な要因としては次の点が上げられる。

- 一、積極的に自社ブランドを開拓している華碩 (ASUS) の現在の出荷量は成長を続けている。



- 二、大手ノートパソコン代工メーカーが、中国大陸で自社ブランドの商品を売り出している。
- 三、中型、小型メーカーは積極的に clone<sup>(注)</sup>市場の自社ブランドの業務を開拓している。

(注) 広く世界十大国際ブランド以外の局地的な業者、販売会社が自分でノートパソコンの組み立てを行い自社ブランドとして販売を行う業者、またはDIY市場を指す。

表2 台湾主要ノートパソコンメーカー最新出荷量

	2003	2004/Jan	Feb	Mar	Apr	May	Jun	Jul	Total
Acer/Wistron	2,005	170	190	225	250	200	260	270	1,855
Arima	942	45	57	70	70	60	60	70	512
ASUS	1,866	180	180	185	260	290	240	175	1,760
Compal	5,510	550	460	520	530	510	640	720	4,580
Inventec	1,577	180	160	180	185	160	220	240	1,565
Quanta	9,500	725	730	730	810	735	795	880	6,330
Total	21,400	1,850	1,777	1,910	2,105	1,955	2,215	2,355	16,602

備註: 出荷量単位は千台

資料: 富士キメラ総研; 2004年3月

表3 2003～2004年の世界ノートパソコンメーカー生産比率

	2003年(千台)	市場シェア(%)	2004年予測(千台)			前年比(%)	
			上半期	下半期	Total		
日系	7,120	19.0	3,450	4,170	7,620	107.0	
其他	IBM	2,000	5.3	1,130	1,370	2,500	125.0
	LG	700	1.9	410	490	900	128.6
	Dell	620	1.7	360	440	800	129.0
	Jabil	600	1.6	340	410	750	125.0
	Samsung	400	1.1	230	270	500	125.0
	Legend(聯想)	300	0.8	140	160	300	100.0
	台湾メーカー	25,710	68.5	15,110	18,420	33,530	130.4
	其の他	50	0.1	50	50	100	200.0
小計	30,380	81.0	17,770	21,610	39,380	129.6	
合計	37,500	100.0	21,220	25,780	47,000	125.3	

資料: 富士キメラ総研; 2004年3月





## 台湾特許法に於ける職務発明に関して (その2)

### C 学者の見解

ほかに、学者の見解では「適切なる報酬」とは少なくとも左記の要素を考慮すべきと主張する向きもいる：

- (1) 当該発明は特許許可を取るに足りる特許要件に符合するか否か、若しも特許登録の可能なきものは、自ずと報酬を与える必要も無い、
- (2) 雇主が当該発明を実施したために相当の利益を得るとき、始めて報酬給付が必要である。此の二点も参考に供することができると思われる。

### 3 特約の最低限の補償--職務上の発明に関する適切な補償」は「特約」で排除できるか？

台湾の場合、最低限、法を遵守するとしたら、「適切な報酬」は必要だろうか？ どのような形態で設けるべきか？

#### A-1 職務上の発明に関して:

台湾《特許法》7条1項の規定によると：「被雇者が職務上に完成した発明、実用新案或いは意匠について、其の特許申請の権利及び取得した特許権は雇主に属し、雇用主は被雇用者に対して適切なる報酬を与えるべきである。但し契約に別に規定あるものは、其の約定に従う。」とある。つまり雇主と被雇用者は職務上の発明に付いて、権利の帰属、報酬金額もしくは計算標準等事項に関し、自由に約定できるということですが、但し法律中には「適切なる報酬」について最低限度もしくは計算方式の制限を規定していない、故に雇用主と被雇用者が職務上の発明に対して、其の報酬給付標準を約定する際、原則上何の制限も受けませんが、雇用主が地位上の優勢を濫用して公平を失する条項を被雇用者に強制し、双方約定の効力上に瑕疵を残すようなことは避けるために、適宜に前述の要素を参考して合理的な基準規定を設けるべきであると思われる。

#### A-2 職務上発明の権利帰属に関する強制規定がない

一方、就業者が職務外で完成した発明に関して第9条のような強制規定がないとして、その反対解釈によって、被雇用者に対して全く報酬をゼロにするような極端な特約約定は無効とならないと解釈できるかということ、それはやはり合理的でないと考えられる。すなわち、特約で「適切な補償」の待遇を排除することは不合理だろうと思われる。現在の通説では、企業側の報酬を支給する義務を全くなくするような特約は法律の主旨に反するとしている。

特約の形態 再らに、《特許法》7条1項但書の規定に：「契約に別に規定あるものは、その約定に従う」とありますから、雇主がその内部の管理弁法または工作規則の方式をもって一方的に発明報酬給付の標準を公布する形態では従業員に対する拘束力を及ぼさないと主張され得るので、雇用主は被雇用者に同意の署名を要求できるよう、または別に労資双方が「就労契約」又はその付録の形態で書面契約を取り結ぶといった方式を取ったほうが後日の争議を絶やせるはかりでもある。

#### B-1 非職務上の発明に関して:

被用者が非職務上において完成した発明、実用新案、又は意匠について、その特許出願権及び特許権は被用者に属する。但し、その発明、実用新案、又は意匠が使用者の資源或いは経験を利用したものであるときは、使用者は合理的報酬を支払ったうえで、当該事業において、その発明、実用新案、又は意匠を実施することができる。

#### B-2 非職務上発明の権利帰属に関する強制規定

第8条の非職務上の発明において、使用者と被用者の間に締結された契約であって、被用者がその発明、実用新案、又は意匠による権益を享受できないようにしたものであるときは、無効とす

### C 被招聘者が研究開発事業において完成された発明に関して:

一方が出資し、他人を招聘して研究開発に従事させるときは、その特許出願権及び特許権の帰属は双方の契約の約定に従う。契約に約定がない場合は、発明者又は創作者に属する。但し、出資者はその発明、実用新案、又は意匠を実施することができる。

(寄稿) TIPLO 台湾国際専利法律事務所 所長 弁護士・弁理士 林志剛

台北市南京東路二段125号偉成大樓7樓 台北・台湾

Tel:886-2-2507-2811 Fax:886-2-2508-3711 / 886-2-2506-6971

## 一世紀を超す台湾と日本の建設技術の掛け橋

スーパーゼネコンの筆頭である鹿島建設(株)は、1899年(明治22年)に台湾営業所を設立して以来、既に台湾において一世紀を超える歴史を持ち、台湾国内の数多くの重要な公共工事を手がけるとともに、日系企業のみならず台湾企業からも受注を獲得する台湾でも有数の建設業者の一つとなっている。

今回は鹿島建設の台湾総代表であり現地法人中鹿營造の董事長も兼任する船本洋治氏に台湾の建設事業の現状等についてお話を伺った。

鹿島建設台湾総代表兼  
中鹿營造(股) 董事長  
船本洋治氏



### 100年を超す台湾での歴史

当社は現在、主として2つの事業体で台湾での営業を行っています。一つは日商鹿島營造公司(日本鹿島建設の台湾支店)で大型公共土木工事を担当し、もう一つは現地法人の中鹿營造股份有限公司で、建築工事と比較的規模の小さな公共土木工事を施工しています。

当社は、台湾において100年を越す歴史を有しています。1899年に台湾営業所を設置し、戦前には日月潭工事、八田與一技師で有名な嘉南大圳工事、大甲溪発電所、鉄道など多くのインフラ事業に参画してきました。鉄道は、在来線総延長の40%を施工しました。

戦後も、戦前からの実績を買われ、曾文水庫ダム(技術顧問)や、政府の推進する十大建設のうち中国造船、中国鋼鉄、台中港(技術顧問)、北廻り鉄道工事、12項建設のうち日月潭揚水式地下発電所2基(260万kw)、また台北地下鉄工事などに参加してきました。これらの大型公共工事は、いずれも国際入札あるいは、国家重大建設のために鹿島の参加が特別に認められたもので、一般の工事を行う為には、台湾国内の營造許可(建設業許可)が必要です。そのため、1983

年に鹿島建設100%独資の現地法人中鹿營造(股)を設立しました。

その後、台湾がWTOに加盟する事に関連した経済開放政策により、外国企業の台湾支店にも營造権が与えられることになり、1999年新たに「日商鹿島營造公司」として營造許可を取得し、大型公共工事に参画しています。

### 最近の事業状況

現在、日商鹿島營造と中鹿營造とを合わせた従業員数は、台湾籍500名、日本籍100名となっています。近年、政府の大型公共投資と台湾経済の活況の影響を受け、日商鹿島營造公司・中鹿營造共に多くの受注を抱えています。

日商鹿島營造公司の行う大型公共工事は、台湾企業とのJV方式で台湾電力龍門原子力発電所の排水放流管工事、經濟部水利署の基隆河洪水調節トンネル工事、台北市MRT新線工事3工区、高雄KRTC1工区の計6件です。基隆河洪水調節トンネル工事は、汐止市民、台北市民を洪水から守る重要なインフラ設備で、工期を急ぐ上に技術的に難しいため、価格要因以外にも当社の技術と信用とが評価され必ずし

## 日本企業から見た台湾

も最低価格ではなかったが当社グループが受注し、年末には完成します。

中鹿營造が行う建築工事は、現在、特に液晶関連の大型設備投資が活況を呈していることから、例年より多い手持工事高を抱えています。現在施工中の工事は21現場ありますが、主なものとしては液晶関連のカラーフィルター工場、偏光板工場、ガラス基盤工場、広輝電子（ODI）龍潭工場、台湾高速鉄道（新幹線）関連では高雄総操車場・台中操車場、その他台北最大の高級マンション「帝寶」を始めマンション5現場、オフィスビルなどがあります。

このように多くの注文をいただいている事は大変ありがたく感謝をしています。しかし一方で、2003年10月からの急激な建設関係資材の価格高騰や作業員不足もあり、日商鹿島・中鹿營造共に頭の痛い点多いです。

### 台湾での付加サービス

中鹿營造として、これまで既に50社の日系のお客様、30社の台湾資本のお客様から工事を頂戴してきました。工事をきちんと完工しアフターサービスに努めることは、どちらのお客様に向けても変わる所はありませんが、特に日系企業のお客様には、台湾での用地探しや、工場建設等に伴う官庁への諸申請のお手伝いをさせて頂くことにも重点をおいています。

また、台湾系のお客様に対しては、日本訪問の折り鹿島本体や現場を視察して頂き鹿島の技術・文化をご理解頂くことや、日本の建設や土地開発に関する情報の提供、その他「日本の鹿島」としてできるサービスをさせて頂くよう努めています。

当社は、台湾へ来て105年の歴史を持つわけですが、私自身も既に初めての台湾勤務から29年が経ちました。これまで、台湾籍・日本籍を問わず大変多くの方々からお世話になりました。建設業は多くの方々に支えられて成り立っています。社内でも、日頃お世話

になっている台湾の社会全体に対し感謝の気持ちを持つ事が大切であると強調しています。

### 台湾と日本の建設技術の掛け橋

台湾において、当社の存在が他の地元建設業と比較して大きいと言うことはなく、言葉や商習慣の面でも台湾企業と比較して制限を受けます。その点を念頭に入れ、明治32年以来、1972年の日台国交断絶時にも些かも揺らくことのなかった台湾と鹿島との関係を、これからも細くても良いから「長く」続けることを重視したいと考えています。

当社では、長年にわたり次のような経営理念、目標を達成するよう努めています。

- 1). 建設工事を通して日台の技術文化交流を図る。
- 2). 鹿島の技術を台湾で投影し発揮する。
- 3). 現地化の推進。
- 4). 会社のモットーは「誠実、謙虚、邁進」

以上の目標の下、現地化という面では、既に台湾籍社員の現場所長、工事長もかなりの数が育っています。

また、建設技術を通じた貢献と言う面では、これまで同様、台湾の近代設備建設のために力を尽くしていきたいと考えております。幸い日本の鹿島には、どのようなご要望にも応えられる深みと幅を持った技術がありますので、その技術を台湾で生かし、「建設技術の掛け橋」となることが我々の役目であると考えています。



台湾水泥大樓



國瑞汽車工廠、豐永汽車工廠



台湾マクロ経済指標

年 月 別	国内総生産額		製造業 生産年増率 (%)	外国人投資 (千米ドル)		貿易動向 (百万米ドル)			物価年増率 (%)		為替レート		株 価 平均指数 1966=100
	実質GDP (10億元)	経済 成長率 (%)		総金額	日本	輸出	輸入	貿易収支	卸売物価	消費者 物価	ドル	円	
2000年	9,559	5.86	8.06	7,607,739	732,866	148,321	140,011	8,310	1.82	1.26	32.99	0.2886	7,847
2001年	9,350	-2.18	-8.36	5,128,529	684,854	122,866	107,237	15,629	-1.34	-0.01	35.00	0.2667	4,907
2002年	9,686	3.59	9.39	3,271,747	608,672	130,597	112,530	18,067	0.05	-0.20	34.75	0.2930	5,225
2003年	10,000	3.24	7.38	3,575,656	726,070	144,180	127,249	16,931	2.48	-0.28	33.98	0.3179	5,161
3月	2,446	3.53	4.44	308,287	7,835	12,613	10,915	1,697	5.14	-0.18	34.75	0.2919	4,449
4月	2,350	-0.08	3.35	139,491	29,114	11,457	10,426	1,031	2.68	-0.01	34.85	0.2918	4,449
5月			2.61	261,382	26,943	11,260	9,510	1,750	2.03	0.32	34.71	0.2926	4,319
6月			3.02	165,825	12,135	11,596	10,297	1,300	1.94	-0.55	34.61	0.2892	4,869
7月			5.91	347,701	17,380	11,629	10,366	1,263	2.47	-0.98	34.42	0.2863	5,287
8月	2,559	4.18	5.98	348,284	39,454	12,290	10,396	1,895	2.19	-0.59	34.17	0.2917	5,446
9月	2,645	5.17	8.78	323,450	46,851	12,548	10,978	1,569	0.65	-0.21	33.78	0.3051	5,679
10月			11.75	270,068	63,862	13,091	10,892	2,199	0.00	-0.06	33.98	0.3119	5,939
11月			9.78	523,995	352,950	13,796	12,381	1,414	1.18	-0.46	34.21	0.3127	5,951
12月			18.46	595,310	99,493	14,015	13,187	828	1.57	-0.05	33.98	0.3179	5,853
2004年	1月	2,600	6.28	0.2	180,349	9,357	11,806	1,237	2.47	0.01	33.39	0.3150	6,236
2月	31.17			174,155	12,010	13,192	13,152	40	2.22	0.65	33.37	0.3057	6,514
3月	17.14			414,365	56,852	14,752	14,081	671	2.72	0.89	33.02	0.3177	6,658
4月	14.65			417,893	182,470	14,065	13,108	966	4.86	0.95	33.37	0.3021	6,666
5月	2,509	6.77	17.06	185,952	37,283	15,707	14,502	1,204	6.91	0.91	33.39	0.3049	5,911
6月	17.01	281,388	63,222	14,442	14,645	-203	7.43	1.75	33.78	0.3107	5,758		

出所：中華民國經濟部統計処

インフォメーション・コーナー

FPD INTERNATIONAL 2004

概要	フラットパネルディスプレイの総合展示会である、FPD INTERNATIONAL 2004 がパシフィコ横浜にて開催される。液晶、プラズマ、有機ELなどのFPD製造に関するあらゆる機器 / 技術、材料、生産、検査、測定装置などの総合展示会。来場対象者はFPD産業に関する技術者、経営者、国内外バイヤーなどで、昨年の出展企業数は400社、来場者は50,000人に達した。出展期間には、FPDに関連するテーマにセミナーを40回近く開催する。最先端のFPDモジュール及びその応用製品や最新技術、業界動向を把握する絶好の場とされている。 入場料：2,000円（事前登録無料） ホームページ：http://expo.nikkeibp.co.jp/fpd/japanese/index.htm
日時	2004年10月20日(水)～22日(金) 10:00～17:00
出展製品	液晶、プラズマ、有機EL、電子ペーパー など フラットパネルディスプレイおよび応用製品、製造装置、検査装置、部品、材料
展示会場	会場：パシフィコ横浜 展示ホール 住所：横浜市西区みなとみらい1-1-1
主催	日経BP社
台湾出展ブース 問合せ先	台湾区電機電子同業公会 龔英男 TEL: 02-8792-6666 ext 242 FAX: 02-8792-6141 E-Mail: linda@teema.org.tw

ジャパンデスク連絡窓口  
(日本語でどうぞ)

ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

經濟部 投資業務処	台北市館前路71号8F	TEL: 886-2-2389-2111 / FAX: 886-2-2382-0497 担当：林貝真 ext. 216(日本語可)
野村総合研究所 台北支店	台北市敦化北路168号13F-E室	TEL: 886-2-2718-7620 / FAX: 886-2-2718-7621 担当：海老名宏明 ext. 22 / 褚炫初 ext. 23 / 盧詩瑩 ext. 25
野村総合研究所 コンサルティング第三事業本部	〒100-0004東京都千代田区 大手町2-2-1新大手町ビル5F	TEL: 03-5255-9305(直通) / FAX: 03-5203-0727 担当：内田恵子

●ジャパンデスク専用 E-mail:japandesk@nri.co.jp ●ホームページ http://www.japandesk.com.tw

個別案件のご相談につきましては、上記ジャパンデスク専用Eメール、もしくは野村総合研究所台北支店宛にお願い致します。